

第2号様式 (運輸局長提出用・表面)

東邦車輛株式会社 殿

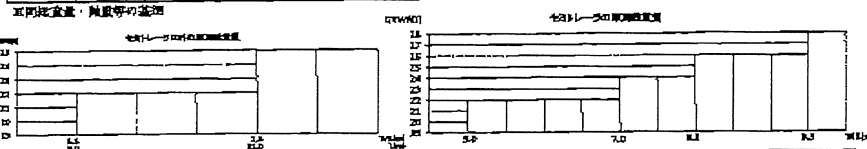
概要等説明書(試作車・組立車審査結果通知書)

[指示事項]

令和 年 月 日

主要諸元比較表

項目	標準型	試作車・組立車	基準・限度	項目	標準型	試作車・組立車	基準・限度
車名	東邦			乗車定員人	-	-	-
型式	TF36H2C3S			最大積載量 kg	2990	-	-
自動車の種別	普通			前軸重	7620	-	-
用途	貨物			後前軸重	9450	≤10t	(- kg)
車体の形状	2トロー			後中軸重	9455	≤10t	(- kg)
燃料の種類	-			後後軸重	9455	≤10t	(- kg)
原動機型式	-			計	35990	≤36t	(- kg)
車体寸法				最大安定傾斜角度	左 35° 右 35°	一般 ≥35° その他 ≥40°	-
長さ m	8.350 (7.810)	≤13m		前軸重	11822.5	(10000 kg)	-
幅 m	2.490	≤2.5m		後前軸	-14PR	-	-
高さ m	2.440	≤3.8m		後中軸	11822.5	(10000 kg)	-
軸距 m	3.510+1.300 +1.300 =6.110			後後軸	11822.5	(10000 kg)	-
輪距				前輪荷重	-	≥43, 30%	-
前輪	-			別合	-	-	-
後前輪	1.850			リヤ・オーバーハング m	1.700	≤L/2 (3.057 m)	-
後中輪	1.850			荷台オフセット m	1.105	-	-
後後輪	1.850			最小回転半径 m	※ 7.3	≤12m	-
室内又は 荷台の内 側の寸法							
長さ m	8.210						
高さ m	2.450						
車両重量							
前軸重	750						
後前軸重	1780						
後中軸重	1780						
後後軸重	1780						
計	8090						



前後軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(この車種にかかる荷重が9.5t以下である場合)
前後軸重	kg ≤ 18 t	kg ≤ 20 t	18915kg ≤ 19 t

		能力強度等検討	
制動能力	踏力 -N 60km/h	4.47	N/m ²
	空気圧 850kPa		
推進軸	回転数	-	
	張力	-	
車体強度	$\sigma_b / \sigma = 490 / 61.951 \times 2.5 = 3.012 \geq 1.6$		
	$\sigma_y / \sigma = 325 / 61.951 \times 2.5 = 2.002 \geq 1.3$		

注1: (試作車・組立車) の際には、該当するものを○で囲むこと。
 注2: 能力強度検討値は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。
 注3: 能力強度等検討値は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注4: ※印は 三菱 QKD-FV807R型トラクタと連結時の計算値を示す。
 注5: 長さ欄の()内の数値は、連結装置の中心(キングピン位置)から車両両端までの長さを示す。

第2号様式 (運輸局長提出用・裏面)

装置の概要

目的	概要
車体及び車体	当該車両は、貨物の安全輸送をはかる為、平床式セミトレーラとして新たに制作されるものである。(風着スタンション型)
原動機	全体の構造は格子型で、主レールとアウトリガー及びクロスメンバーとは電気溶接で組まれており、前下面にキングピンを、後面に牽引装置を取付けている。突入防止装置は「協定規則第58号改訂版25の技術的な要件」を満たすものを取り付け、TABLAプレートを取り付ける。
動力伝達装置	
走行装置	東邦 TF36H2C3型2トロー(2国自審第1794号新02125号)と同一。 車軸は高強度鋼で、中空角型断面シャフトの両端にスピンドルを接続した構造を有する。
操縦装置	
制動装置	東邦 TF36H2C3型2トロー(2国自審第1794号新02125号)と同一。 (主ブレーキ) 空気圧内輪直鼓式 (従来ブレーキ) スプリング式 ABS装置一式(W.A.B.C.O製)
緩衝装置	東邦 TF36H2C3型2トロー(2国自審第1794号新02125号)と同一。 イノライザー付きトリプルスプリングサスペンションの半だ円板ばね型である。
連結装置	東邦 TF36H2C3型2トロー(2国自審第1794号新02125号)と同一。 第5輪方式 JIS D 5602に準じて製作してある。
燃料装置	
電気装置	

注1 該当する事項がない場合には、斜線を記入すること。
 注2 届出者は、自動車の点検及び登録に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく催告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第58条の2、第59条の3関係)

Y41,944